

ペアレントトレーニング実践研修業務委託に係る契約希望者の公募について

令和7年5月2日

保健福祉部障がい保健福祉課

発達障がい児等が地域で安心して生活するためには、本人に対する支援だけでなく、その家族に対する支援も大切となっています。

とりわけ、発達障がいは、周囲からなかなか理解されにくい障がいであり、一人で悩みを抱えてしまう保護者もいます。このような保護者に対し、子どもの行動特性を理解した上での支援、子どもへの効果的なほめ方や指示の出し方など適切な対応をするための知識や方法を学ぶ「ペアレントトレーニング」が有効とされています。

県では、発達障がい児・者の家族支援の推進に向けて、県内で「ペアレントトレーニング」を実践できる支援者の拡充を進めるため、標記委託事業を実施するものです。

つきましては、令和7年度の当該委託事業の実施（受託）希望者を募集しますので、受託を希望する場合は、別紙「ペアレントトレーニング実践研修受託希望届」により、令和7年5月16日（金）（必着）までに、岩手県保健福祉部障がい保健福祉課に届け出てください。

なお、下記1の資格要件を1つでも満たさない者の届出は無効とし、届出者が1者の場合には、当該届出のあった者を「契約候補者」とし、2者以上の場合には別途企画提案の方法により「契約候補者」を選定します。

おって、「契約候補者」となった場合は、別途見積書を提出していただき県の定める予定価格の範囲内であれば契約することとなりますので、「契約候補者」となったことによって契約を確約するものではありません。

ご不明な点は岩手県保健福祉部障がい保健福祉課療育担当：電話 019-629-5446 までお問い合わせください。

記

1 資格要件

- (1) 県内に主たる事務所を有し、これまでに「ペアレントトレーニング」にかかる研修の実施など活動実績のある団体で、2に記載する業務の実施が可能な者。なお、委託予定は1者とする事。

なお、法人格がない団体（いわゆる権利能力なき社団）にあつては、代表者名で応募のこと。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 岩手県からの受託業務に関し、指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団と関係を有する団体ではないこと。

2 委託業務等の内容

別添仕様書のとおり。

3 事業実施にあつての留意事項

別添仕様書のとおり。

4 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで